

江府町訓令第 3 号

江府町物価高騰に係る生活困窮世帯支援事業実施要綱の一部を改正する要綱をここに公  
布する。

令和 8 年 1 月 27 日

江府町長 白石祐治

○江府町物価高騰に係る生活困窮世帯支援事業実施要綱

令和4年7月11日

訓令第9号

改正 令和4年11月 1日訓令第13号  
令和5年 7月 1日訓令第10号  
令和5年10月 1日訓令第16号  
令和6年 8月 1日訓令第29号  
令和7年 8月 1日訓令第10号  
令和8年 1月27日訓令第 3号

(趣旨)

第1条 この要綱は、物価高騰に係る生活困窮世帯支援事業を実施するにあたり、助成金の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本事業は、生活困窮世帯及びひとり親世帯に対して光熱費の助成を行うことにより、生活困窮世帯及びひとり親世帯の生活を支援することを目的とするものである。

(支給対象者)

第3条 本助成金の支給対象者は、次の一、二に該当する者とする。

- 一 児童扶養手当受給者（令和8年1月1日時点対象者）
- 二 在宅の生活保護受給者（令和8年1月1日時点対象者）

(支給額)

第4条 前条の規定により支給対象者に対して支給する金額は、1世帯あたり12千円とする。

(支給の方法)

第5条 町は、支給対象者から申請をうけることなく、支給対象者が江府町に登録している金融機関の口座に振込む。

(その他)

第6条 この要綱の実施のために必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は公布の日から施行し、令和4年7月1日から適用する。

附 則

この要綱は令和4年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和5年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和5年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和 6 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は令和 7 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は公布の日から施行し、令和8年1月 1 日から適用する。